

## 特記仕様書

業務名 沖縄県栽培漁業センター採苗棟の上屋等改修設計業務

履行場所：本部町

履行期間：契約締結日の翌日から令和6年12月25日まで

業務内容

本業務は、沖縄県栽培漁業センター施設の経年劣化等した採苗棟上屋及び付随する設備等の改修工事の設計業務である。

(適用について)

第1条 本特記仕様書に記載されていない事項及び仕様書等に疑義が生じた場合は、その都度協議し、調査職員の指示を受けなければならない。

(本業務の変更業務委託料)

第2条 本業務の業務委託料を変更協議する場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合の変更協議または関連する業務の予定価格の算定にあたっては、本業務の請負比率（当初契約額÷当初設計額）を変更業務価格または関連業務の設計額に乗じた額で行うものとする。ただし、見積書が本業務の請負比率（当初契約額÷当初設計額）を変更業務価格または関連業務の設計額に乗じた額より低い場合は、この限りではない。

(照査の実施)

第3条 本業務は、土木設計業務等委託契約書第11条（照査技術者）の照査技術者を定めるものとする。

(管理技術者の資格要件)

第4条 管理技術者は、以下のいずれかの資格を満たす者とする。

- ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）に規定する一級建築士
  - ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）に規定する二級建築士
  - ・ 過去5年間に、水産関連施設に係る改修設計業務の実績を2つ有していること。
- ※設計業務は国、地方公共団体又はそれに準ずる機関が発注する業務であること。

(管理技術者の直接的雇用関係)

第5条 管理技術者は、本業務の受注者と直接的な雇用関係にあること。なお、「直接的な雇用関係」とは、本業務契約締結時において、雇用関係があることをいう。

2 「直接的な雇用関係」を証明する資料（健康保険被保険者証又は雇用保険被保険者証の写し等、公的なもの）を、着手届と共に提示しなければならない。

(照査技術者の資格要件)

第6条 照査技術者は、以下のいずれかの資格を満たす者とする。

- ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）に規定する一級建築士
- ※照査技術者は管理技術者を兼ねることは出来ない。

(設計業務の条件)

第7条 土木設計業務等共通仕様書第1209条(設計業務の条件)の9に基づき、建設副産物の検討成果として、別添のリサイクル計画書を作成するものとする。

(リサイクル認定資材の原則使用の明記)

第8条 本業務を進めるにあたり、「沖縄県リサイクル資材評価認定制度」にて認定を受けた資材(ゆいくる材)が利用できる場合は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材は原則使用、それ以外のゆいくる材は経済性を考慮し率先使用するものとし、設計図面等に明記するものとする。

なお、当該評価認定制度及び評価認定を受けた「ゆいくる材」については、沖縄県技術・建設業課のホームページ(下記アドレス)を参照すること。

【<https://www.pref.okinawa.jp/machizukuri/kenchiku/1023167/1013333/1013347/1013352.html>】

(配置技術者の確認)

第9条 受注者は、共通仕様書に基づく業務計画書の業務組織計画に、配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

2 発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。

(保険加入)

第10条 受注者は、土木設計業務等共通仕様書第1139条等に示されている保険に加入している旨(以下の例を参照)を業務計画書に明示すること。

ただし、調査職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

(業務環境の改善)

第11条 業務環境に関しては、業務着手時の打合せ時に協議し、取組内容を設定すること。なお、取組内容は打合せ記録簿へ記録すること。

- 2 対象物の壁及び屋根にはアスベストが含まれている可能性があるので注意すること。
- 3 建築資材について事前にアスベスト分析調査を行うこと。
- 4 対象物は劣化しているため作業の際は十分に安全対策を講ずること。

(打合せ)

第12条 打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、調査職員に提出すること。

- ・業務着手時
- ・中間打合せ(1回)
- ・成果物納入時
- ・調査職員又は管理技術者が必要と認めた時

(着手時の届出書)

第13条 受注者は、本業務着手前に以下の書類を調査職員に提出しなければならない。

- ・着手届、業務工程表、管理(照査、担当)技術者通知及び経歴等
- ・業務計画書

(業務概要、実施方針、業務工程、業務組織計画、打合せ計画、成果物の品質を確保する

ための計画、成果物の内容及び部数、使用する主な図書及び基準、連絡体制（緊急時含む）、使用する主な機器、その他）

（再委託）

第14条 受注者は、業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ、業務一部再委託（変更）承諾願及び履行体制に関する書面を提出し、発注者から承諾を得なければならない。

（完了届の提出）

第15条 受注者は、本業務完了後に以下の書類を調査職員に提出しなければならない。

- ・業務完了通知書
- ・業務〔成果物・報告書〕引渡書

（成果物の提出）

第16条 本業務は、電子納品対象業務とし、電子納品と紙媒体の成果物をそれぞれ一式ずつ調査職員へ提出すること。

- ・紙成果物 1式
- ・電子納品（CD-R） 1式
- ・その他（調査職員が指示するもの）

（設計内容）

第17条 本業務の内容は、以下のとおりとする。

- （1）採苗棟上屋等の改修設計業務
- （2）改修工事の積算書等作成業務
- （3）その他

（設計条件）

第18条 本業務の内容は、以下のとおりとする。

- （1）採苗棟上屋等の改修設計業務

【対象】採苗棟上屋等（柱脚及び鉄骨構造体、外壁、内壁、屋根、内装、建具、電気・機械設備などを含む）

- ア ・過年度調査を基に損傷状況などを現場で詳細調査し改修方法を決定すること
- ・改修方法について経済比較を行うこと
- ・構造体の安全性確認を行い、必要な補強等を検討すること
- イ ・決定した改修方法の仕様を決定すること  
（材料や改修範囲など）
- ウ 改修図面作成（工事の仕様書を含む）
- ・改修計画と施工計画の作成を行うこと
- ・作成する図面の図面目録は第19条のとおりとする
- ・総合仮設図を作成すること

- （2）改修工事の積算書等作成業務

- 1）積算範囲

ア 採苗棟上屋等の改修工事費の積算

- 2）積算書及び数量計算書、構造計算書、拾い図の作成

ア 積算書及び数量計算書はエクセルファイルで提出すること

イ 積算は、沖縄県及び国土交通省、又はそれに準ずる機関の基準書に基づき行うこと（※工事の特記仕様書も同様）

- 3）見積徴収

- ア 見積を徴収する場合は、原則3社以上の見積を徴収すること
- イ 特別な理由があり、2社及び1社のみ見積を徴収する場合は理由書を作成すること

(3) その他

ア 報告書の作成

本業務は、採苗棟上屋等の詳細調査と改修工事の積算書等作成業務の報告書作成に当たっては、前提条件整理、設計条件、設備などの検討を整理しまとめる。また、検討経緯等を総合的に取りまとめるものとする。

イ 協議・報告

本業務に係る打合せ等は、業務計画書にその協議内容を明記し、「業務着手時」、「中間報告時」、「成果品納入時」の合計3回を基本とするが、適宜発注者と協議が必要な場合に行うものとする。

ウ 照査

本業務は、採苗棟上屋等の照査計画を提出し、承諾を得ること。また、照査時期に当たっては、照査技術者を定め、節目ごとに照査報告を行う。

(図面目録一覧)

第19条 本業務の改修図面の目録は、以下のとおりとする。また、採苗棟の図面は別添のとおりにする。

建 築 総 合	
図面番号	図面名称
1	特記仕様書 (改修)
2	仕上表
3	面積表及び求積図
4	敷地案内図
5	配置図
6	平面図
7	断面図
8	立面図
9	矩形図
10	展開図
11	天井伏図
12	平面詳細図
13	部分詳細図
14	建具表
構 造	
図面番号	図面名称
16	伏図
17	補修図
18	部材断面図
19	鉄骨部材補修図

※電気・設備については、詳細調査時に適宜図面の作成を行う。

(完成図書の提出)

第20条 本業務における完成図書は、以下のとおりとし、電子納品（CAD図等）と紙媒体の成果物一式を提出すること。また、その他で提出する書面等の取り扱いについては、別途、監督職員と協議するものとする。

- ・業務概要書（契約内容等、位置図、出来高数量、実施業務工程表、業務状況（フロー図）等）
- ・打合せ書類関係
- ・検討書
- ・改修図面  
※図面はBVCADに対応している「DXF、DWG、JWC、JWW」ファイルのいずれかで提出すること
- ・積算書（数量計算書及び構造計算書、拾い図を含む）  
※積算書及び数量計算書はエクセルファイルで提出すること
- ・写真（損傷状況が分かる資料や業務様子など）